

主任技術者の専任要件の緩和について

公共工事に配置する配置技術者については、平成25年10月18日から特例措置を講じて以来、適宜改正を行っているところですが、この度の建設業法施行令の改正に伴い、令和7年2月1日から金額要件を変更したうえで下記のとおりを取扱うこととします。

記

1 緩和措置の内容

請負代金が、4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の建設工事に配置する専任の主任技術者について、以下のすべての条件を満たす2件の工事間で、兼務を認めることとする。

(1) 一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事であること。

(2) 工事場所の間隔が10km以内の近接した場所であること。

※「10km」は、自動車で通行可能な経路とする。なお、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができる。

※企業団においては（その1）（その2）等で工区分けして発注されるもの等が該当する。

2 手続きについて

契約締結時に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を契約担当課へ提出するものとする。

発注機関相互で2件まで

3 下請負人について

当該措置は、直接請負人に限らず、下請負人にも適用することとする。

4 監理技術者について

当該措置は、専任の主任技術者に係る措置であり、専任の監理技術者については兼務の対象外とする。

5 適用月日について

令和7年2月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から実施する。

なお、兼務させる一方の工事が適用日以前の工事であっても、条件を満たせば適用可とする。

6 その他について

既に契約締結済みの工事については適用しない。